

「新潟市区外国籍市民懇談会」開催要綱

（目的）

- 第1条 本市各行政区における外国籍市民の人権や生活に関する問題、特により身近な問題について意見交換を行い、多文化共生社会づくりと外国籍市民にとっても住みよいまちづくりを推進するため、輪番制で区ごとに新潟市区外国籍市民懇談会（以下「区懇談会」という。）を開催する。
- 2 区ごとに開催する区懇談会の名称は、別表に掲げるとおりとする。

（委員構成）

- 第2条 区懇談会は、次の各号のいずれかに該当するもののうちから構成する。
- （1）区の区域内に住所を有する者で、公募により選出された者
- （2）その他市長が必要と認める者

（委員任期）

- 第3条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することはできない。
- 3 前条第2項第1号に該当する者として選出された者にあつては、その者が区の区域内に住所を有さなくなったときは、その職を失う。

（守秘義務）

- 第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（座長及び座長代理）

- 第5条 区懇談会には座長及び座長代理を置き、座長は委員の互選によってこれを定める。
- 2 座長は、区懇談会の進行を行う。
- 3 座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。

（会議）

- 第6条 区懇談会の会議は、必要の都度市長が招集する。
- 2 市長が必要と認めるときは、区懇談会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 区懇談会の会議は、公開とする。

（庶務）

- 第7条 区懇談会の庶務は、観光・国際交流部国際課において処理する。

（その他）

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、区懇談会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

- この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

別表（第1条関係）

名称
新潟市北区外国籍市民懇談会
新潟市東区外国籍市民懇談会
新潟市中央区外国籍市民懇談会
新潟市江南区外国籍市民懇談会
新潟市秋葉区外国籍市民懇談会
新潟市南区外国籍市民懇談会
新潟市西区外国籍市民懇談会
新潟市西蒲区外国籍市民懇談会